

今月の まちからのお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から特にお伝えしたい大切な情報です。

問＝問い合わせ先　☎＝電話番号　※各課の電話番号は２ページに掲載

01 福祉会館閉館・教育委員会事務所移転のお知らせ

問 教育委員会教育課

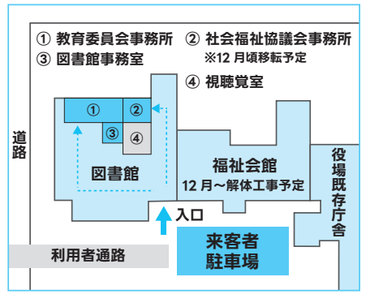
町複合庁舎建設に伴う福祉会館解体工事のため、10月30日㈮をもって福祉会館を閉館し、教育委員会の事務所を比布町図書館内へ移転しました。

●福祉会館の閉館について（9月号に掲載）

・閉館日　10月30日㈮
・代替会場　農村環境改善センター、図書館視聴覚室

新しい複合庁舎には、開放感のある町民ホールをはじめ、大小さまざま活動室を整備します。複合庁舎が完成するまでは代替会場をご利用ください。

事務所移転先および来客者駐車場 位置図



各施設の予約先

・農村環境改善センター
☎85-2513
・図書館視聴覚室
教育委員会教育課　生涯学習推進室　文化振興係
☎85-2262

●事務所移転について（10月号に掲載）

・教育委員会事務所
移転先　比布町図書館内
移転日　11月4日㈬（変更なし）
☎85-2262（変更なし）
・社会福祉協議会
移転先　比布町図書館内
☎85-2943（変更なし）
移転日　12月予定（日未定）

●来客者駐車場について

来春までは、現在の福祉会館駐車場を引き続きご利用いただけます。

※福祉会館解体工事中、駐車場の一部スペースを制限する場合があります。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

02 ぴっぷスキー場 お得なシーズン券のお知らせ

問 商工観光課 商工観光振興室 観光係

ぴっぷスキー場ホームページ

今年もお得な「**町民価格**」のシーズン券を販売します。ご来場をお待ちしています。

■料金表　（有効期間 営業開始日～令和９年３月22日）

区　分	町民価格	内容・条件
大　人	15,000円	
中学生	5,000円	身分証明書提示
小学生以下	5,000円	
ファミリーパック	18,000円	大人１人に対して**中学生以下**全員（同居に限る）が無料

■ご用意いただくもの

顔写真（縦４cm×横３cm）単身胸上から１枚

※ファミリーパックで購入する場合、作成する全員分の顔写真が必要です。



■販売日時・場所

①11月16日㈰～30日㈰※平日のみ
時間 午前８時30分～午後５時／**場所** 役場商工観光課
②12月１日㈪以降
時間 午前９時～午後４時
場所 スキー場センターハウス「スキップ」総合案内所

特典①「令和９年４・５月遊湯ぴっぷ入浴無料」
遊湯ぴっぷフロントでシーズン券を提示すると、無料で入浴することができます（休館日を除く）。

特典②「北海道スキーシーズンネット」
北海道スキーシーズンネットに加盟している他のスキー場のリフト券が、特別料金で購入できます。

03 比布町医療費助成制度のお知らせ

問 保健福祉課 社会福祉室 国保医療係

町では、町民の健康増進を図るため、保険診療に係る医療費助成を行っています。詳しくは、お問い合わせください。



■＝助成区分
対＝対象者　内＝内容

■未熟児養育医療費助成

対 医師が入院治療を必要と認める未熟児。
内 入院医療費（保険対象）の自己負担分を助成

対 子ども医療費助成

内 出生から18歳の年度末まで入通院費や初診料を含む医療費（保険対象）の自己負担分を助成。ただし、高校生相当年齢の方は町内で使える商品券で還付。

町ホームページ「子ども医療費の助成」（保健福祉課）

町ホームページ「重度心身障がい者医療費助成制度」（保健福祉課）

■精神疾患入院医療費一部助成

対 精神疾患により入院している方。
内 入院医療費（保険対象）の自己負担分の2/3を助成。

町ホームページ「精神疾患入院医療費助成制度」（保健福祉課）

■重度心身障害者医療費助成

対 ●身体障害者手帳１・２級および３級の内部障害の方
●療育手帳「A」判定の方
●精神科医が「重度の知的障害者」と判断した方
●精神保健福祉手帳１級の方
内 医療費（保険対象）の自己負担分を助成。ただし、15歳以上で町民税課税世帯の方は、１割負担分を差し引いた額。

■ひとり親家庭等医療費助成

対 ●配偶者がいない（重度心身障害者を含む）家庭の母または父とその児童（18歳の年度末まで）
●両親のいない児童（18歳の年度末まで）
内 児童は医療費（保険対象）の自己負担分を助成。ただし、15歳以上で町民税課税世帯の方は、１割負担分を差し引いた額。母または父は入院費（保険対象）のみ助成。

町ホームページ「ひとり親家庭等医療費の助成」（保健福祉課）

04 良佳村エリア町民割引券をご利用ください

昨年11月に発行しました「良佳村エリア町民割引券」の有効期限は、**11月30日㈰まで**です。

有効期限を過ぎての利用はできませんので、期限内にご利用ください。



問 商工観光課 商工観光振興室 観光係

05 スマホ講座のお知らせ



スマホ初心者や、これまでスマホを触ったことのない方向け講座を無料で開催します。講座では、一人1台ずつスマホをお貸しし、電源の入れ方から操作方法、LINEアプリの使い方など分かりやすく説明します。スマホを使ったことがない方、上手くスマホを使いこなせていないと感じている方、この機会にぜひご参加ください。

第1回
開催日　11月25日㈬
第2回
開催日　1月14日㈭
場所　図書館視聴覚室
時間　初心者編　10時30分～12時00分
　　基礎編　13時00分～14時30分
定員　各回10人

※日程以外は各回共通です。

申問 総務企画課 総合政策室 まち発信係

06 令和7年度決算報告

町では、皆さんから納めていただいた税金や、国や道からの交付金などを使い、さまざまな事業を行っています。これらの使い道を分かりやすくまとめたものが「決算」です。ここでは、皆さんの生活に最も関わりの深い「一般会計」を中心に、その概要を紹介します。

問 総務企画課 総務室 財務係

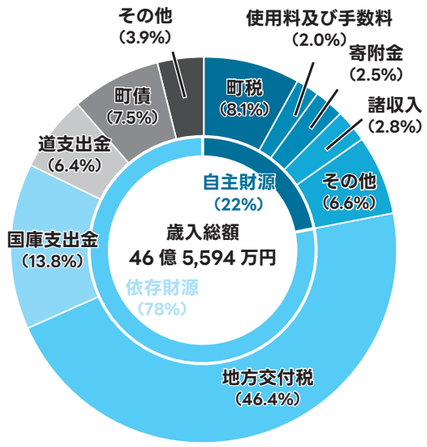
1. 一般会計【歳入】

一般会計は、町の基本的活動を遂行するために必要な経費やその収入を経理する会計です。

令和7年度の歳入総額は**46億5,594万円**で、前年度より1億4,001万円減少しました。

減少の主な要因は、町債や道支出金の減少によるものです。

本町の歳入のうち、国や道に頼る依存財源は全体の約78%で、うち地方交付税は約46%でした。



●依存財源《国や道から交付される財源》 (単位：千円)

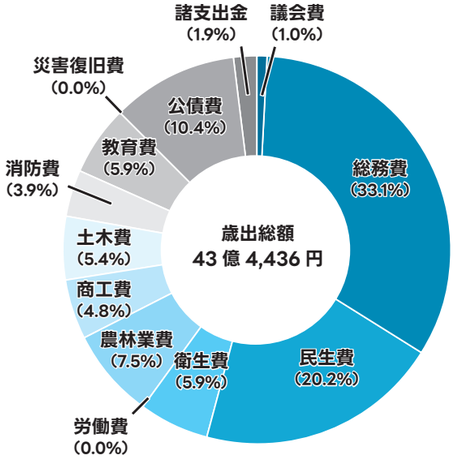
区　分	令和7年度	増　減	説　明
地方譲与税	59,660	679	自動車重量税などが一定の算式により譲与
利子割交付金	651	491	預金利子にかかる税金が一定の算式により交付
配当割交付金	1,477	-43	配当課税が一定の算式により交付
株式等譲渡所得割交付金	2,573	235	株式等譲渡所得課税が一定の算式により交付
法人事業税交付金	6,788	243	法人事業税の一部が一定の算式により交付
地方消費税交付金	99,956	7,397	消費税の一部が一定の算式により交付
環境性能割交付金	6,503	431	自動車税環境性能割が一定の算式により交付
地方特例交付金	2,014	-13,999	住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収分などが交付
地方交付税	2,160,931	-14,133	一定の算式により計算された収支の不足分が交付
交通安全対策特別交付金	0	0	道路交通法による反則金が一定の算式により交付
国庫支出金	644,715	103,405	施設の整備などに対して支出される国からの補助金
道支出金	296,292	-75,818	道が行うべき事務への委託金や道の政策による補助金
町債	349,000	-235,924	公共事業を行う際などに国などから借り入れる借金

●自主財源《町が自らの力で確保できる財源》(単位：千円)

区　分	令和7年度	増　減	説　明
町税	376,231	57,604	町民税や固定資産税、軽自動車税などの町税
分担金及び負担金	2,294	-2,517	放課後児童保育料などの徴収金
使用料及び手数料	91,838	-2,631	町営住宅などの使用料、住民票発行などの手数料
財産収入	13,983	-1,421	町が所有する建物の貸付収入や預金利子など
寄附金	115,239	-38,017	町民やふるさと納税などにより町に寄附されたもの
繰入金	130,281	29,342	町の基金（貯金）を取り崩したものなど
繰越金	163,820	62,879	前年度会計の歳入から歳出を差し引いたもの
諸収入	131,698	-18,211	コピー代金や貸付金収入など

2. 一般会計【歳出】

令和7年度の歳出総額は**43億4,436万円**で、前年度より1億4,777万円減少しました。目的別に見ると（下表①）、総務費が約33%で最も多く、次いで民生費が約20%となっています。支出の性質別では（下表②）、物件費が約27%で最も多く、次いで補助費等が約23%となっています。



■①目的別歳出の状況 (単位：千円)

区　分	令和7年度	前年度差	説　明
議会費	43,914	9,131	議員報酬や議会だよりなど議会運営に関する経費
総務費	1,438,453	227,224	職員給与や庁舎管理、住民票、広報紙などの経費
民生費	875,640	-459,168	老人・児童福祉や国民年金など福祉に関する経費
衛生費	256,888	38,110	総合健康診査やごみ、し尿処理などに関する経費
労働費	16	-39	労働相談事業などの労働対策に関する経費
農林業費	327,057	-37,002	農林業の振興や遊湯ぴっぷなどに関する経費
商工費	209,983	14,789	商工業の振興やグリーンパークぴっぷなどに関する経費
土木費	233,961	52,437	町道や公営住宅、除排雪などに関する経費
消防費	171,283	4,624	消防活動に必要な経費を大雪消防組合に支出
教育費	254,388	33,667	町立学校や体育館、図書館などに関する経費
災害復旧費	0	-6,148	台風などによる被害復旧に関する経費
公債費	449,819	-18,363	公共施設建設の際などに借入れた借金の返済金
諸支出金	82,955	-7,034	企業会計への負担金及び補助金

■②性質別歳出の状況 (単位：千円・%)

区　分		令和7年度 決算額	令和7年度 構成比	前年度比 増減	前年度比 増減率
消費的経費	人件費	802,263	18.47	46,261	6.12
	物件費	1,175,582	27.06	276,501	30.75
	維持補修費	1,555	0.04	-1,108	-41.61
	扶助費	295,495	6.80	18,759	6.78
	補助費等	987,186	22.72	-474,551	-32.46
	計	3,262,081	75.09	-134,138	-3.95
投資的経費	普通建設事業費	256,336	5.90	7,688	3.09
	その他	0	0.00	-6,148	-100
	計	256,336	5.90	1,540	0.60
その他	公債費	453,377	10.44	-23,870	-5.00
	繰出金	206,893	4.76	-7,242	-3.38
	その他	165,670	3.81	15,938	0.06
	計	825,940	19.01	-15,174	-1.80

3. 特別会計

特定の事業や収入に基づいて事業を行う場合は、その経理を一般会計とは別に「特別会計」として区別します。町では現在、条例や法律に基づき4つの特別会計を設けており、それぞれの決算は下図のとおりです。

■特別会計 (単位：千円)

区　分	歳　入	歳　出	差　引
国民健康保険	435,245	404,686	30,559
後期高齢者医療	82,726	82,706	20
介護保険	651,660	631,438	20,222
観光事業	250,473	225,203	25,270

4. 企業会計

町では、収益をもとに運営する事業として、2つの事業で会計を設けています。なお、日常の運営を示す収益的収支と、施設整備など将来への投資を示す資本的収支に分けて決算をまとめています。

■企業会計 (単位：千円)

区　分		収　入	支　出	差　引
簡易水道事業	収益的収支	169,242	188,502	-19,260
	資本的収支	96,778	134,279	-37,501
公共下水道事業	収益的収支	79,720	87,184	-7,464
	資本的収支	8,809	18,821	-10,012

08 健全化判断比率・資金不足比率を公表します

問 総務企画課 総務室 財務係

財政健全化法とは

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が公布され、地方自治体の「早期健全化」「財政の再生」「公営企業の経営の健全化」を目的として定められました。

この法律では、国の基準に基づいて財政の健全性を判断する4つの指標（以下「4指標」といいます。）と、公営企業の経営状況を示す指標を、毎年公表することが義務づけられています。

以前の方法では、単年度の数値しか分からず、将来的な財政の健全性を判断することは難しいものでした。しかし、この4指標により、将来を含めた町の財政状況や、公営企業会計の経営状況を把握できるようになりました。

4指標のうち、いずれかが国が定める基準を超えた場合には、「早期健全化団体（※1）」または「財政再生団体（※2）」となり、それぞれ計画を策定して財政の立て直しを進めることになります。

（※1）早期健全化団体
国が定める早期健全化基準を超えた場合、「財政健全化計画」を定め、この計画に沿って自主的に財政の健全化を進めます。

（※2）財政再生団体
国が定める財政再生基準を超えた場合、「財政再生計画」を定め、国などの関与のもとで財政の再生を図ります。

比布町の健全化判断比率の状況（令和7年度決算）

（単位：%）

4指標	比布町の比率	国の基準	
		早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	-	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	-	20.0	30.0
③実質公債費比率	6.9	25.0	35.0
④将来負担比率	8.0	350.0	

比布町の公営企業の経営状況（令和7年度決算）

（単位：%）

会計の名称	資金不足比率
簡易水道事業会計	-
公共下水道事業会計	-
観光事業特別会計	-

①実質赤字比率
一般会計を対象に、歳出に対する歳入の不足額を標準財政規模（※3）に対して算出した比率。

②連結実質赤字比率
特別会計を含む全ての会計を対象に、実質赤字の標準財政規模（※3）に対する比率。
→比布町は①②とも黒字のため、赤字比率は発生していません。

③実質公債費比率
一般会計などが負担する元利償還金等の標準財政規模（※3）に対する比率。
→比布町は6.9%で、国の基準を下回っています。

④将来負担比率
一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（※3）に対する比率。
→比布町は8.0%で、国の基準を下回っています。

○資金不足比率
各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率。
→比布町では全ての事業で資金不足額がないため、資金不足比率は発生していません。

（※3）標準財政規模
町の標準的な一般財源の収入額のこと。

令和7年度決算に基づく比布町の4指標および公営企業の経営状況は、いずれも国の基準を下回り、**健全な財政状況を維持**しています。ただし、今後の**国からの交付税の動向など**によっては、指標が悪化する恐れもあるため、引き続き慎重な財政運営を行っていきます。

6.町債（町の借金）

町では、大規模な施設整備などを行う際、国や道の補助を受けても、その残りをその年の自主財源ですべて支払うことは不可能です。

そのため、将来にわたって利用する施設の費用を世代で分担するという考え方のもと、必要な財源を「町債（地方債）」として借り入れています。

町債を活用して施設整備を進めることも大切ですが、借入に過度に依存しない健全な財政運営を心がけることが重要です。

■町債残高（令和7年度末）

区　分	町債残高
一般会計	43億5,714万円
観光事業特別会計	1億9,013万円
簡易水道事業会計	3億6,001万円
公共下水道事業会計	5,685万円
合　計	49億6,413万円

町民1人当たりが負担したお金
＝115,373円
町税総額3億7,623万円÷人口3,261人※

町民1人当たりに使われたお金
＝1,332,217円
支出総額43億4,436万円÷人口3,261人※

※令和8年3月末現在の住民基本台帳等登録者数

5.基金（町の貯金）

条例の定めにより、特定の目的のために資金を積み立てておく、「町の貯金」ともいえる資金です。計画的に積み立てと取り崩しを行い、健全な財政運営に役立てています。

■基金額（令和7年度末）

（単位：千円）

区　分	現在高	前年度差
財政調整基金	1,013,261	142,524
国民健康保険事業基金	45,837	1,000
観光事業基金	52,802	3,578
ふるさと創生基金	93,951	262
減債基金	80,374	251
社会福祉基金	11,257	31
公共施設整備基金	106,142	343
地域福祉基金	83,549	−6,566
中山間ふるさと・水と土保全基金	10,000	0
まちづくり研修事業基金	21,104	0
介護保険事業準備基金	72,714	−5,803
まちづくり応援基金	138,486	24,532
過疎地域自立促進基金	116	0
こころの豊かさ基金	32,679	−653
庁舎等整備基金	125,591	−67,890
ぴっぷいちご再振興基金	6,142	−509
森林環境譲与税基金	16,089	3,750
まち・ひと・しごと創生基金	7,617	2,781
合　計	1,917,711	97,631

07 グリーンパークぴっぷ パークゴルフ場を閉鎖しました

問 商工観光課 商工観光室 観光係

平成12年度にオープンしたグリーンパークぴっぷのパークゴルフ場は、町内外から多くの皆さまにご利用いただき、平成15年度には年間47,090人の利用がありました。しかし、類似施設の増加やスポーツ嗜好の変化、コロナ禍、熊の出没による営業日数の減少などにより、令和7年度の利用者は4,534人まで減少しました。愛好者人口の減少や物価高騰に伴う維持経費の増大も踏まえ、令和8年11月3日（火・祝）をもって**閉鎖**しました。

長年のご愛顧に心より感謝申し上げます。なお、キャンプ場などの付帯施設は来年度以降も営業を継続します。今後も良佳村エリアをぜひご利用ください。






09

町職員の給与等を公表します

問 総務企画課 総務室 総務係

「比布町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び条例施行規則」に基づき、職員の給与や勤務条件などの人事行政の運営状況を公表します。町ホームページ、または、総務企画課窓口でもご覧いただけます。

1．職員の任免および職員数に関する状況

①職員の採用および退職の状況（令和７年度）

区　分	採用者数	退職者数						
		定年退職	早期勧奨	普通退職	分限退職	懲戒退職	失職	死亡退職
一般行政職	1人		1人	4人				
技能・労務職								
合　計	1人		1人	4人				

②一般行政職の級別職員数の状況（令和８年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
１級	主事・技師・保健師・栄養士	15人	20.5%
２級	主事・技師・保健師・栄養士	5人	6.8%
３級	係長・主査・主任	18人	24.7%
４級	室長・課長補佐・主幹・副主幹・係長・主査	21人	28.8%
５級	課長・参事・室長・課長補佐・主幹	8人	11.0%
６級	会計管理者・課長・参事	6人	8.2%

●標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する職務です。
●職員数は、比布町の給与条例に基づく給料表の級区分によるものです。

2．職員の給与の状況

①人件費の状況（普通会計決算）

住民基本台帳人口（令和７年度末）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B／A）	【参考】令和６年度
3,261 人	4,344,357 千円	299,078 千円	738,248 千円	17.0%	15.7%

②職員給与費の状況（普通会計予算）

区　分	職員数（A）	給　与　費				一人当たりの給与費（B／A）
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
令和７年度	73人	265,195 千円	58,529 千円	118,065 千円	441,789 千円	6,052 千円
令和８年度	74人	272,731 千円	57,519 千円	122,774 千円	453,024 千円	6,122 千円

●給与費は当初予算に計上された額です。●職員手当には退職手当を含みません。

③期末手当・勤勉手当

区　分	比布町および国
令和７年度支給割合	期末手当2.525月分・勤勉手当2.125月分
加算・減額措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置

④時間外勤務手当（決算額）

区　分	支給実績	平均支給年額（職員一人当たり）
令和６年度	13,663千円	253千円
令和７年度	15,067千円	295千円

⑤その他の手当（令和８年４月１日現在、令和７年度普通会計決算額）

手　当	内容および支給単価	国の制度と異なる内容	支給実績	平均支給年額（職員一人当たり）
扶養手当	●父母等：6,500円　●扶養親族たる子：13,000円 ●特定期間加算：5,000円	国と同じ	6,453千円	216千円
住居手当	●自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員（限度27,000円） ●自己の所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である職員（月額7,000円）	国は自己の所有に係る住宅に居住している世帯主の職員への手当支給なし	9,699千円	190千円
通勤手当	●交通機関利用者：運賃等相当額支給 ●自動車等利用者：片道２㎞以上	国と同じ	904千円	61千円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給（８～10%）	国は職務の級別に定額を支給	8,727千円	416千円
寒冷地手当	世帯区分に応じ支給	国と同じ	6,355千円	87千円

3．特別職の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

区　分		給料月額等	期末手当支給割合
給料	町　長	700,000 円	4.65 月分
	副町長	580,000 円	
	教育長	540,000 円	

区　分		給料月額等	期末手当支給割合
報酬	議　長	275,000 円	4.65 月分
	副議長	214,000 円	
	各委員長	203,000 円	
	議　員	193,000 円	

4．職員の勤務時間その他の勤務条件

①職員の勤務時間（標準的なもの）

１週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38 時間 45 分	午前８時 30 分	午後５時 15 分	正午～午後１時	土・日

②年次有給休暇の取得状況

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数
2,725.8 日	753 日１時間	70 人	10.76 日

（令和７年１月１日～ 12 月 31 日）

③休暇等の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	内　　容
年次有給休暇	１暦年ごとに20日とし、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷または疾病のため療養する必要がある場合、必要最小限の時間（私傷病は90日以内、結核性疾病は180日以内）
特別休暇（主なもの）	●忌引休暇：親族に応じた日数（例：配偶者10日、父母７日、子５日、祖父母３日または７日（代襲相続）） ●結婚休暇：５日　●リフレッシュ休暇：３日 ●出産休暇：分娩の予定日前８週間（多胎の場合は14週間）、分娩の日後８週間 ●配偶者出産休暇：３日　●妊娠障害休暇：妊娠中14日
介護休暇（無給）	配偶者・父母・子・配偶者の父母等が、負傷・疾病・老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、連続する６月以内で必要な期間。
育児休業（無給）	３歳に達するまでの子を養育するために、希望する期間休業することができる。
育児短時間勤務（無給）	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、常勤職員のまま、いくつかある勤務形態から選択し、週40時間より短い勤務時間で勤務することができる。
部分休業（無給）	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて、職員の託児の態様・勤務の状況などから必要とされる時間について、30分を単位として１日を通じて２時間を超えない範囲内で部分休業することができる。

5．職員の分限および懲戒処分の状況（令和７年度）

①分限処分者数 なし　②懲戒処分者数 １人

6．職員の服務の状況（令和７年度）

区　　分	延べ人数
職務専念義務免除の人数	50 人
営利企業等の従事許可の人数	16 人

職務専念義務免除の人数には、職員の健康診査を含みます。

7．職員の研修および勤務成績の評定の状況

①職員研修の状況（令和７年度）

北海道市町村職員研修センター等　25 人参加

②勤務評定制度の概要

地方公務員法に基づき、職員の執務について人事評価を行い、その評定の結果に応じた措置を講じています。

8．職員の福祉および利益の保護の状況（令和７年度）

①健康診断の状況

区　分	対象者数	受診者数
人間ドック	53 人	52 人
定期健康診断	23 人	22 人

②公務災害の認定件数の状況　０件

③職員親交会の状況

職員親交会は会員相互の福利、親睦を図るとともに教養を高め、体育・文化および事務能率の向上に努めることを目的に各種事業を実施しており、会員（職員。一部事務組合職員なども含む）の会費および町の交付金などで運営されています。

●会員数 102 人　●総事業費 1,546 千円　●町の交付金 160 千円（令和７年度）
●主な事業 文化・体育部活動助成、慶弔見舞金の給付、施設利用助成

9．公平委員会に係る業務の状況（令和７年度）

①勤務条件に関する措置の要求の状況　０件　②不利益処分に関する不服申立の状況　０件